

# 松山市総合コミュニティセンター食堂等出店者 募集要項

松山市総合コミュニティセンター内の食堂等出店者を募集しますので、応募される方は次の要領により、申請書及び添付書類を提出してください。

## はじめに

### (1) 施設概要

松山市総合コミュニティセンターは、文化ホールをはじめ、中央図書館、こども館コスモシアター、企画展示ホール、体育館・温水プールなど複数の施設からなる、松山市の文化・スポーツの振興と生涯教育の拠点です。

また本施設は、松山市の主要交通拠点「松山市駅」から徒歩約10分、「JR松山駅」から徒歩約10分の市内中心部に立地し、地下には約250台の駐車場を備え、年間約122万人が利用する本市を代表する大型複合施設です。

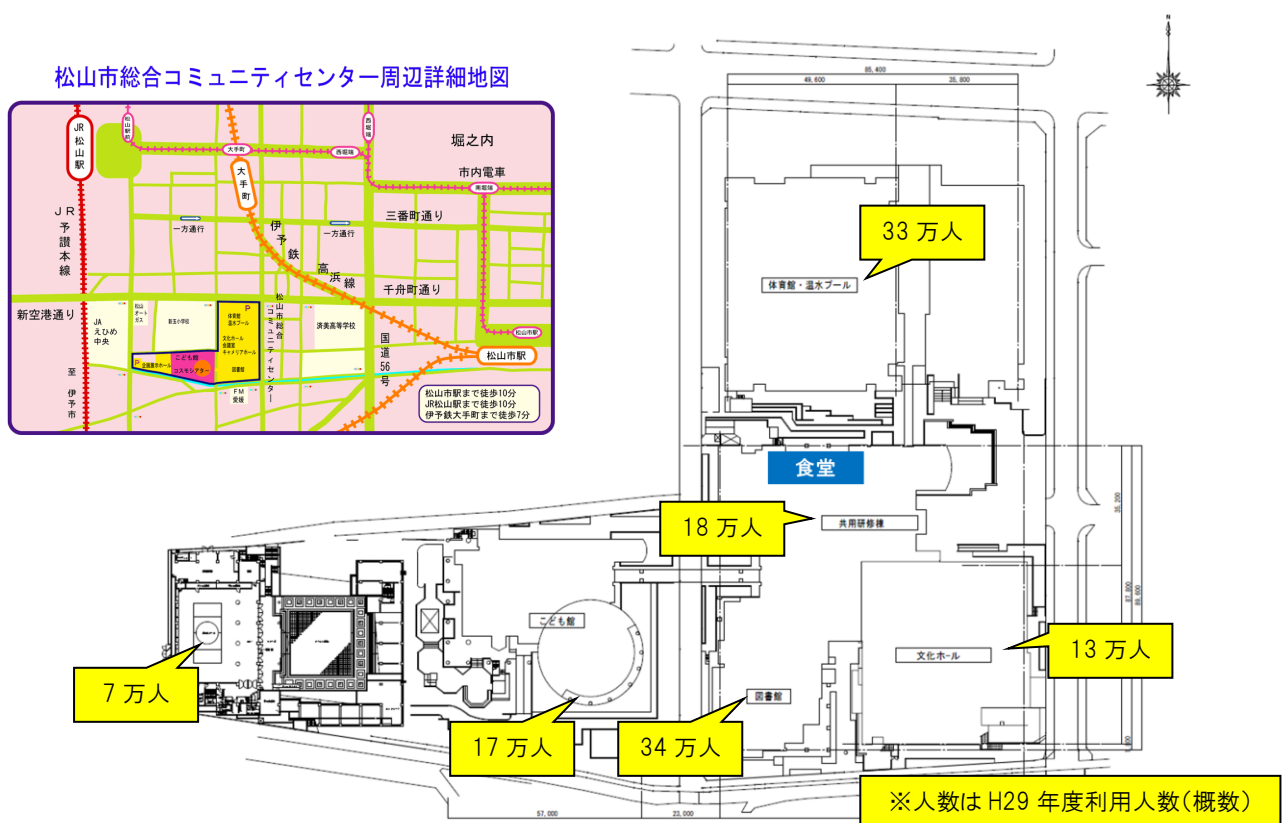
### (2) 食堂スペースについて

収容人数約1,000人の文化ホール「キャメリアホール」や「中央図書館」、天井がガラス張りで見やすく開放的な「コミュニティプラザ」に隣接し、コミュニティセンター正面玄関から入って至近の1階部分に位置しています。

2階、3階には研修会議室が約20室あるほか、2階部分からは、連絡通路で体育館やこども館へと繋がっています。

### (3) 募集の目的

食堂スペースで、レストランやカフェ、コンビニエンスストアなど様々な営業形態を企画・提案していただき、かつ、実際に出店することが可能であり、本センターへの来館者に対し飲食や食品を提供いただける方を募集します。



## 店舗面積（1階部分——1店舗）

123.73㎡（食堂・厨房） 別添図面のとおり。

※店舗面積については、提案により変更可能。

使用可能備品 ガスコンロ、電磁調理器、炊飯器、湯沸器、野菜裁断機、釜、揚物器、オーブン、フードウォーマー、冷蔵庫、保管庫等あり

## 2. 応募資格（下記の全てを満たすもの）

(1) 市内に本店・支店・営業所もしくは店舗がある法人、または市内に居住もしくは事業所等を有する個人。

※ただし、フランチャイズ（以下「FC」という）契約を行う場合において、1つのFC本部につきFC本部もしくはFC店のどちらか1者しか応募できないものとする。

(2) 食堂等において、飲食の提供若しくは食品等の販売ができること。

(3) 法令等により許可等を必要とする営業については、当該許可等を受けている、もしくは受けることが見込まれるものであること。

(4) 飲食店及び飲食物販売の出店申請者は、過去3年間に於いて、食品衛生関係法令等による行政処分を受けたことがない者。また、これらの法令を遵守する管理体制を敷くことができる者。

(5) 消費税及び地方消費税、法人税（個人の場合は所得税）及び松山市税、使用料等を完納していること。

(6) 過去において松山市総合コミュニティセンター食堂等の出店許可の取消し等処分を受けていないこと。

(7) 別添「松山市総合コミュニティセンター食堂等運営要領（以下「運営要領」という）」を遵守できること。

(8) 次に掲げる者でないこと。

①応募者が法人の場合、破産手続き開始の決定を受けた法人または清算法人

②応募者が個人の場合、成年被後見人、被保佐人または破産者

③暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

④法人又は個人で、その役員等のうちに暴力団員のある者又は暴力団員がその経営に実質的に関与している者

⑤自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）を利用している者

⑥暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与している者

⑦暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

⑧暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを利用している者

⑨①から⑧までに掲げるもののほか、市長が指定する者

- ⑩③から⑨までに掲げる者を従事者等として使用している者
- ⑪その他市長が不相当と認める者

### 3. 許可期間・条件等

- (1) 許可期間は施設の使用許可日から2年を超えない日までとする。  
(以降は、使用許可上の違反等がなく、良好な運営状況であると認められれば、所定の手続を経た上で、引き続き使用することができる。)  
※更新手続については、運営要領に記載。
- (2) 出店申請者は出店の権利を第三者に譲渡・転貸、または管理運営を委託してはならない。
- (3) 許可期間内であっても、許可条件を欠いた場合、失格事項に該当した場合や運営要領に違反した場合は許可を取り消す。もしくは更新を行わない。その場合の退去費用及び備品等の減価償却費は使用者負担とする。

### 4. 経費負担について

- ①施設使用料は松山市総合コミュニティセンター条例に基づき積算する。
- ②電気・水道使用料は使用者負担とする。
- ③ガスは使用者が契約する。
- ④営業により発生する廃棄物は、使用者責任において適切に処理するものとし、ごみ箱の設置や廃棄物処理費用は使用者負担とする。
- ⑤備品類（設置・撤去を含む）は使用者負担とする。  
ただし、既設の備品を使用する場合は、この限りではない。
- ⑥退去時の清掃費用は使用者負担とする。

### 5. 選定方法

書類審査（先着順）

### 6. 評価基準

- ①会社の経営状況、実績等（健全な運営が期待できるか）
- ②サービスの考え方
  - ・ 食堂等運営に関する基本的な考え方
  - ・ 食堂等利用者ニーズ（消費者動向等）への対応
  - ・ 商品の価格設定についての考え方
  - ・ 接客、クレーム対応の考え方
- ③利用促進の考え方
  - ・ 魅力ある店舗運営への考え方
  - ・ 利用促進のための新しい企画及び提案（アイデア）について
- ④衛生管理体制と管理方法に対する考え方
  - ・ 現在の衛生管理に伴う取組みについて

- ・スタッフの衛生管理意識について
- ⑤その他
  - ・過去における販売実績やセールスポイント

## 7. 提出書類（提出書類にかかる費用は申請者負担とする）各1部

- ① 松山市総合コミュニティセンター内食堂等出店申請書【様式1】
- ② 申請者の登記簿謄本（現在全部事項証明書）※申請日の前1ヶ月以内のもの
- ③ 申請者が個人の場合は、住民票の写し（申請日の前1か月以内のもの）
- ④ 現在営業している店舗の「食品衛生法に基づく営業許可証（松山市保健所長発行）」の写し※申請時に原本をご持参ください。（有効期間の切れていないもの）
- ⑤ 誓約書【様式2】
- ⑥ 販売品目計画書【様式3】
- ⑦ 店舗従事者名簿【様式4】
- ⑧ 提案書類【様式5-1～5-5】
- ⑨ 暴力団関与のない旨の誓約書兼承諾書【様式6】
- ⑩ 直近3ヵ年分の財務書類（法人の場合）「決算報告書（貸借対照表、損益計算書、※1 キャッシュフロー計算書、※2 株主資本等変動計算書）」  
※1※2については、該当がある場合のみ
- ⑪ 直近3ヵ年分の確定申告書類の写し（個人の場合）  
※当売店出店の申請者と確定申告者の申請者は同一者であること。  
※所得税の非課税事業者は市県民税の申告書の写し
- ⑫ 法人税（個人の場合は所得税）、消費税及び地方消費税等の納税証明書
- ⑬ 完納証明書（市県民税）（申請日の前1ヵ月以内のもの）
- ⑭ 現在の営業店舗内容等を記載した書面【様式7】
- ⑮ 現在、営業している店舗の写真及び位置図【様式8-1、8-2】  
※店舗が複数ある場合は、そのうちの主要な店舗
- ⑯ 当該申請にあたりFC契約の協議を行っていることがわかる書面（FC契約を行う場合）  
【様式9】
- ⑰ FC契約に関する事業概要がわかるパンフレット等（FC契約を行う場合）

## 8. 提出期日等

### （1）募集要項及び申請書類等の配布

- ① 配布場所： 松山市二番町四丁目7-2（本館5階）  
松山市総合政策部 スポーツディングシティ推進課  
（松山市ホームページ上でもダウンロード可）
- ② 配布期間： 食堂業者が決定するまで

- (2) 提出書類受付期間  
食堂業者が決定するまで
- (3) 提出書類受付時間  
受付時間：午前8時30分から午後5時00分まで（閉庁日を除く。）
- (4) 提出書類提出方法  
持参のみ
- (5) 申請書提出先  
松山市二番町四丁目7-2（本館5階）  
松山市総合政策部 スポーツシティ推進課 TEL089-948-6598

## 9. 質問の受付期間、方法及び回答

- (1) 受付期間  
午前9時00～午後5時00分まで（閉庁日を除く。）
- (2) 質問方法
  - ①質問事項を記載した質問書（別紙3）を電子メール又はFAXで提出すること
  - ②電子メールによる場合は、メールのタイトルを「松山市総合コミュニティセンター内食堂について（業者名）」とし、送信したことを担当者に電話連絡すること
  - ③受け付ける質問は募集要項及び運営要領に関する事、提案書類等の記入方法、提出書類等、募集申込に必要と判断される質問のみとする。（応募資格や条件等の変更要望については一切受け付けない。）

※電話及び口頭での受付は行わない。電子メール・FAXのみの受付とする。
- (3) 提出先  
松山市総合政策部 スポーツシティ推進課  
電子メールアドレス [sports@city.matsuyama.ehime.jp](mailto:sports@city.matsuyama.ehime.jp)
- (4) 回答  
受け付けた質問への回答は、電子メール又はFAXにより随時回答する。

## 10. 審査結果通知方法等

文書で結果を通知する。

## 11. 食堂等出店者決定後の申請等

出店申請者は、「松山市総合コミュニティセンター食堂等使用許可申請書」（別紙1）及び誓約書（別紙2）を提出すること。なお、出店申請者は速やかに保健所において食品衛生法に基づ

く営業許可証を取得し、その写しを指定管理者に提出すること。その他、営業に関して法令等により新たに必要な許可（酒類小売業免許証など）を受けた場合は、当該許可証の写しを提出すること。（※届出費用等について業者負担とする。）

## 12. 失格事項

申込者が次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 選考委員、市職員等の関係者に対し、この企画提案に対する援助、その他選定にあたり自己に有利となるような行為を直接又は間接的に求めた場合。
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合。
- (3) 公正を欠いた行為があったと市職員が認定した場合。
- (4) 市職員等の関係者に対し、暴力、暴言・脅迫等の発言を行った場合。
- (5) その他選考委員会がこの募集要項に違反したと認定した場合。

## 13. その他

- (1) 提出書類に必要な経費は、申込事業者の負担とする。
- (2) 提出された書類等は非公開とする。ただし、選定後に第三者から松山市情報公開条例に基づく申請があったときは、当該選定業者の意見を聴いた上で、公開することがある。
- (3) 提出された書類等は、業者選定に伴う作業に必要な範囲において、複製を作成することがある。
- (4) 提出された書類等については、松山市個人情報保護条例の規定に従って、個人情報の取扱いには十分留意し、当売店出店者選考を目的とする業務以外には使用しない。
- (5) 12. 失格事項に該当した者は、次回の松山市総合コミュニティセンター食堂等への出店及び応募を禁ずる。

### 【担当・問い合わせ先】

〒790-8571 松山市二番町4丁目7-2  
松山市総合政策部スポーツシティ推進課  
スポーツ施設担当  
TEL 089-948-6598 FAX 089-934-1287  
Eメール sports@city.matsuyama.ehime.jp